京城新聞

妄言妄評（一）

栗嶽生

▲歐米各國の殖民地には新進活氣溢れり、日本の殖民地には活氣なし、北海道然り、臺灣然り、韓國然り、滿洲然りと、之れ國民に活氣なきに非ず、官憲が徒らに干渉し、進歩を遮斷せらるゝなり、干渉度に過ぐるが爲に自由の活動を許さゞるなりと、果して之れが事實ならば革めざる可らず、須く研究すべき問題なり、

▲何れの殖民地を觀るも、何れの殖民政策を見るも清濁併呑の宏量あり、獨り日本の殖民地には此宏量を欠くとは事實なり、殖民地は聖地にあらず、道德堅固の人のみを集めんとするは到底不可能なり、英國人の米大陸に濠州に印度に移住したるもの皆清敎徒のみにあらず、博徒あり、盜人あり、冒險家あり、壯士あり、避刑人あり、農夫あり、政客あり、商人あり、雜然たる此等の一團が要素となりて今日の殖民地を形成したるなり、

▲露西亞は殖民地經營に囚徒を利用す、亞比利亞及舊時の薩哈蓮とは多くこれなり、徒刑殖民に依りて能く不毛の地を開拓せり人は使ひようによりて、如何なるものにても用をなすものなり、昔者楠正成は笑ひ男泣き男を軍用に使ひたりと云ふにあらずや

▲之を思ふて統監政治最初に於ける舊人驅逐の政策に想倒すれば其狹量の甚しき寧ろ今は噴飯に價ひするのみ、之をや鶴原式とでも名付く可きものなるか、鶴原君の對韓經營の一着手は御用新聞創設と右の舊人驅逐とにありき、且腕は物の美事に揮はれたり、二者共に美事に失敗の跡を留めたり、

▲若し鶴原君にして政治家氣取りにならず關西鐵道、大阪市にて鍊び上げたる叩頭交際を遍遍なく振廻はし、唯之れ伊公の御機嫌に逆はざるに勸めたらば、今日の境遇に至らざりしも、惜い哉、雉も啼かずば打たれまいに深く君の爲に悲まざるを得ず、

▲鶴原君今次の歸東は滿鐵總裁の空巢を覘ふが爲なりと惡評するものあり、京城出發の際何等辭意を漏さゞれば、確然總務長官を辭するの決心もなし、歸東して適當の穴て總務長官として歸り來る覺悟ならんと揣摩臆測する向もあり、如何に鶴原君と雖も斯る賤しき根性はあらざるべし、斯ること人の口の端に上るは君の不德と云ふの外なし、

▲亦後戻りして植民地の事を云ふが、元來植民地の經營は移住民の自由に任せて活動せしむるが必要なり、多少本國とは異りたる恩典なくんばならず、何れの植民地でも如何にして多く移住せしむべきに汲々たり然るに反對に少しく官憲の意に逆ひたりとか、不都合ありとかにて退去を命ずるに至ては餘りに移住民を粗末にするものなり、然り粗末にするは好し、對外政策の發展を如何にせん、

▲或る人曰く植民地は移住者に依りて經營せらるべきものなり、然るに萬事官憲の力に依りて成さんとするが抑も間違ひなりと然り之れ英國式と佛國式なり、其何れが成功せるやは今日既に分明なり、何れぞ其好成績に倣はんとせざる、苟も對外經綸をなさんとするものならば、其見易きことの解せられざる理由なし、其官吏たると、平民たるとによりて見解を異にする所以なければなり、

●外國貿易旬報

（七月中旬關税局調査）

本旬

區別	本年分	前年同期
	圓	圓
輸出品價	三六六、三五三	三二七、五八九
輸入品價	七八四、二六一	六七五、四八九
合計	一、一五〇、六一四	一、〇〇三、〇七八
輸入超過	—	—

本年貿易額の港別左の如し

本旬分

港名	輸出額	輸入額	計
	圓	圓	圓
仁川	八七、三二八	四四四、三三六	五三一、六六四
釜山	一二二、六八二	一四二、四五九	二六五、一四一
元山	三三、五四四	二一、四九九	五五、〇四三
鎭南浦	三三、〇四五	六二、七九九	九五、八四四
京城	一	七七、四八三	七七、四八四
群山	一九、七九二	一〇、八〇一	三〇、五九三
木浦	九、八〇二	一〇、八八八	二〇、六九〇
馬山浦	六〇三	八、二一六	八、八一九
清津	三八六	八、四八六	八、八七二
城津	一〇、〇三四	三、一五三	一三、一八七
新義州	三一、〇九五	四、二八一	三五、三七六
計	三六六、三五三	七八四、二六一	一、一五〇、六一四

次に本年各港の貿易額を前年同期に比較すれば左の如し

前年一月以降本旬迄の累計

港名	輸出額	輸入額	計
	圓	圓	圓
仁川	二、〇六一、三四一	一〇、三〇四、四〇八	一二、三六五、七四九
釜山	二、〇八六、五一三	四、四九九、一四〇	六、五八五、六五三
元山	六六六、〇八〇	一、四六八、四九〇	二、一三四、五七〇
鎭南浦	九〇〇、〇三三	一、七九四、九九八	二、六九五、〇三一
京城	八、七四四	三二一、三三一	三三〇、〇七五
群山	一、一四四、八一三	三二〇、六〇四	一、四六五、四一七
木浦	六八、七〇四	三二〇、一三一	三八八、八三五
馬山浦	一三六、二〇二	一九九、八七九	三三六、〇八一
清津	—	—	—
城津	九四、七七五	一五、四〇九	一一〇、一八四
新義州	二三二、九三九	二五六、三六八	四八九、三〇七
計	七、九〇一、一七五	二〇、三三八、五五八	二八、〇三九、七三三

輸出重要品表

本旬

品名	本年分	前年同期
	圓	圓
米	一四、二二三	一五三、六六九
大豆及小豆	八五、三三五	二八、六七六
鮮魚乾魚及鹽魚	三、三九七	三七、一三三
牛皮	四、〇六八	八、四九六
人參	—	—
棉花	—	三三七
生牛	一、六〇一	三三、五〇三

輸入重要品表

本旬

品名	本年分	前年同期
	圓	圓
食鹽	四、三七二	五二、二五九
砂糖及精糖	一九、九六五	三〇、八四〇
清酒	三、〇八四	一三、四九四
石油	一七四	三三八
打綿	一、九五一	一、六四四
綿糸	一八、一三七	一七、五八四
生金巾及シーチング	四一、〇四九	五一、二七六
晒金巾	六、五六一	四〇、〇七五
日本木綿	二、一七〇	三一、四九八
麻布	八〇、八七九	三三〇、二三一
絹布	八、七九〇	七、七六五
紙	五三、五一三	九、九四一
石炭	七、九八二	一四、三九六
熟鐵	一九、七三九	二〇、六六八
煙草	三六、〇一六	二九、二八一
木材及板材（鐵道枕木を併す）	—	一四五、八五〇
セメント及石灰	一、五二三	三、〇九一
マッチ	一、五三九	八、〇九二

小說　新不如歸（六十一）

篠原嶺葉著

百合子はあまりの悔しさに、止度もなく溢れ出る涙に聲を曇らせながら、

『阿母樣、その御腹立は御有理でございますけれど、全く猥な事なんか致したのじやございませんから、どうぞ御勘辨遊ばして下さいませ、百合が一生のお願ひでございます。』

と、拜むばかりに賴むのである。

『無慈悲な姑と恨まるゝか知らないけれど、悴が歸朝つて來た時、妾が申譯の道が立ちません、こればかりはお前さんから何と賴まれても勘辨する理に行きません。』

『では、阿母樣、せめて旦那樣が御歸朝なさるまで、お置きなさつて下さいまし、此まゝ實家へ歸されましては、妾死ぬにも死なれないのでございます、旦那樣に一目お目に懸りさへ致しますれば、假令其日に去られましても、決して恨みとは思ひません、御慈悲でございます、お……お慈悲……。』

と、わはれにも兩掌を合せて拜むのである。

『それほど敏男の顏が見たい程で、能くも大それた所爲が出來ましたね、お前さんの量見では敏男が歸つて來れば、旨く口頭で言くるめる意か知らないけれど、いくら悴が惑つて居ても、自分の顏に泥を塗るやうな女に、豈夫未練を遺すやうな男ぢやないから、お程顏が見たければ寫眞を有つて



たいでだらうから其でも見て居るが可いぢやありませんか、妾は此年になるまで自分の良人の外は、男の人と二人きりで話も爲たことのない古風育だから、お前さんのやうな嫁に來だてから、他の男と一室に入つて、手を握つたり足を弄つたりするやうな開けた方とは只の一日でも半日でも一所に居る譯には行かないのだから、折角のお賴みだけれど、もう何にも云はないで歸つて行つて下さい。』

と、云ふ時、柱時計が緩く響を傳へて十二時を打つた。

『おや、もう十二時だ、さあ〳〵お竹に送らせるから、早く準備をしなさい。』

と、追立てんばかりに促すのである。

百合子は最早取着く島もないので、殘念ながらも決心して、

『……では、お辭に從ひましてお暇申すでございます、隨分御……御機嫌能う……お暮しな……なさいませ……。』

と、滾々と流れ出る涙を、幾多か拭ひつゝ消ねもせんばかり憐な風情で、淑に挨拶して悄然と奈加子の室を出たのである、そして己が室に入つて、其處此處に取散らしてあつた品々を、簞笥に入れるべきは入れ、半箱に納むべきは納めて、敏男の寫眞と其の送り越したる書面とを懷中に納め、錠の下すべきは悉く錠を下して、やがて下婢のお竹と共に、盡きぬ涙を後に殘して、尾花家を辭したのである、思へば僅か一月ばかり以前、最早お前は西脇家の人ではない、尾花家の人となるのだから此家を我家と思ふてはなりません、尾花家を我家と思つて甚麼辛い事でも辛抱せねばならんと、言渡された辭が耳にあるのに、一月つか經たぬに、我家と思ふた尾花家を去るのであるから、奈何諦めやうと思ふても未練が殘るので、これが尾花家の見納であるかと幾度か恨めしさうに振返りつゝ、涙ながらに西脇家に歸つたのである。

京城新聞

鐵道不通に就て

年々雨期に際しては平地に於ける雨水及び河川氾濫し、橋梁墜落し、線路破壞し、滊車の不通となるは殆ど常例たり、本年も亦此例に漏るゝことなく全線不通となりぬ、此際に於て當局に注意を促すは恰も盜人を見出して繩を綯ふの觀なきに非ざるも、去り迚默して止むべきことにあらざるなり、之れ一の天災として寛恕すべきことなるべき乎素より天災に抗抵なけれども、敢て不可抗力として寛恕すべきものに非ず、之が毎年常例の如くに來る災禍なれば當局者にして細心の注意を拂て經營するに於ては其害を減少ならしむることを得るなり、要するに鐵道線路の破壞は平地に於ける雨水及河川の氾濫と線路修築及排水工事の不完全なるとより來るなり、若し夫れ沿線の河川を修理し、線路の修築及排水工事を完全にするに於ては年々歳々例の如く襲る災禍を容易に避け得らるべきなり、然るに當局者は此當然なすべきことを爲さず、漫然として年々之を繰返して毫も意を注がざるの觀あり、されど之れ局外者の皮相觀のみ、當局者と雖も決して年々之を繰返すことを好むものに非ざるべし、亦其經營方法に就ても大に苦慮する所あるべけれども、經費の點に於て許さゞるものあるが爲に餘儀なく彌縫策を施せるのみ、余輩は當局者の苦心を諒とせざるに非ざるも、ろれが爲に年々彌縫經營のみに依ることの不經濟にして亦交通機關を完成する所以に非ざれば、斯る拙劣なる消極的經營を斷然放擲して積極的經營に着手せざる可らず、惟ふに之れ余輩一個の議論に非ずして對韓經營上交通機關の完備は刻下の急務として是認する所ならん、帝國政府も必ずや其費の支出を敢なく拒むものに非ざるべしと信ず。

元來京仁線と云ひ、京釜線と云ひ、將た京義線と云ひ、當時必要に迫られて速成工事により竣成したるものなれば、其工事の粗雜不完全は到底免る能はざるなり、爾來多少の修理を加へて改良したる所ありと雖も全線に亘りて不完全に成れる者なれば、彌縫的修理工事が經費の掛れる割合に効力を奏せざるは當然なり、寧ろ大々的修築をなして毎年雨期の禍害を避けるの優れるに若かず、由來韓國は砂多くして粘土乏しく其線路の如き豪雨一度降れば俄然として崩壞す之が爲に豪雨毎に線路を破壞するなり、故にまづ第一に線路最惡の部分を改築し排水の設備を完全となし沿線河川の修理を爲して其氾濫を防ぐに於ては毎年に起る不通の憂を除却するを得べし、而して之を遂行するの費用は素より帝國政府の負擔に因るものなりと雖河川の修理及沿道排水に要する費用の如きは特に韓國政府をして其負擔に任せしむるも理に於て決して不可なきを信ずるなり、連絡船の增航夜行滊車の新設等當局者の苦心も不通の一事に會せば萬般の計畫總て破壞せらるゝの止を得ざるを以て、當局者は此際大に臍を堅め進退を賭して來年度豫算に分捕を實行し全線不通を免がるゝの積極的經營を實行し能ふの措置に出でられんことを、單にブロードゲージなるの故を以て韓鐵の優勢を說くは決して當局者の名譽に非ざるなり。

對星樓茶話

△李康年は往時亭の如く、許蔿は全鳳準の如しと謂ふものあり、然らば李完用は崔鳴吉の如く、朴齊純は金瑣信の如きかと問へばそは餘り好適例なりと答ふ

△韓人の儒學こそ勝手の儒學にて候李退院の書院は尊敬至らざる無きに反して孔子廟は頽破に委して顧みず、彼の儒生と申す連中は我邦の壯士と村學究を混合したるやうなものなる可く候、承はり候へば暴徒の各團首腦は不相變儒生を以て指揮せられ候由若しも儒生秩祿券と稱する一種の公債證書でも發行して儒生に分配致候はゞ彼等は直ちに隨喜降服可致候、儒生など申して我邦の道學先生の積りにて解釋すれば大きな間違にて彼等は由來八道の村閭に流寓して遊食したる慣習上の特權を有するかの如く思ひ居候、彼の有名なる崔益鉉と申す八道一の大儒先生が鉞を携へて上奏したる時若し皇上此言を聞かざれば此鉞を以て憤死せんと大言したるに拘らず遂に百姓一揆の隊長まで墮落したるを見ても分かり候

△加藤淸正陣中探情の僧松雲はへーグの密使の如き人物なるのみ

△梨泰院(南門外)と申す處は昔者文祿役の本陣にて候、二十五年前に於て吳大徵等の軍營地とも相成候今は我軍隊の陣地と相近接す、古今兵法は其原則を一にする乎

△昨日のソウルプレスに原前內相ウエストに旅行せらるべしと時せらるゝとの東京電報あり、內地でのウエストは西國筋なり、所謂西洋の事なればオクシデントならでは外人には判り申すまじソレとも西方淨土の事にや如何

△漁業權を賣買讓與若しくは抵當擔保と爲し得べき條法律を以て確定するとの事是非ソウせられたきものなり

△役人衆の頭にも經濟行政が少しは解し始められたるものと見ゑたり

東京電報

▲統監の着京期

伊藤統監は廿四日着京大森なる私邸に入る筈なり

▲休職知事の就任

休職鳥取縣知事山田圭一郎氏は今回台灣總督府總務局長に任せられたり

▲事務官の異動

金澤、千葉、岩手、岐阜の各縣事務官に異動ありたり

▲東拓總裁決定

東洋拓殖會社總裁は岡部子爵に擬せられたるも同子爵は入閣の爲め宇佐川中將に決定せり

▲松島艦解体引揚

沈沒軍艦松島はいよ〱解体して引き揚ぐることに決し依つて南淸艦隊和泉對馬の兩艦應援の爲め派遣されたり

地方電報

▲ペスト發生

神戸にペスト發生患者四名に及べり(以上二十三日發)

▲交通杜絶

一昨日來の强雨にて出水甚しく淸州鳥致院間の交通本日より杜絶せり(二十二日淸州發)

雜報

●臨時參與官會議

昨日午前九時より統監府樓上に於て臨時參與官會議を開き石塚參與官以下各參與官出席し曾禰副統監臨席の上私立學校令並に同附屬法規其の他を審議し十二時散會す

●警視廳事務引繼

昨日發布せられたる警視廳官制及び地方官制の一部改正の結果京畿道の地方警察事務は警視廳の管轄より離れて京畿道觀察使の所管に移りたるが右の事務引繼ぎ即ち經費の分劃書類の引渡しは既に準備を了したるを以て近々各道の警察部長の任命と共に引繼を完了して事務を開始すべしと云ふ

●居留民の覺悟

(某氏談)

今度の統監府の遣損ひは何とも呆きれて評する言葉も見出せぬ程なのである、一体民長を官選にするなどゝソンナ下らない考へが誰の頭に湧いたものか、居留地には創始時代よりの自治の歷史がある、民團法制定の際民長を民選としたのも其歷史を尊重するの意から出でたのである、而るに今度居留民の代表者たる民長を統監が勝手に任免すると云ふことにしたのは今更に居留民は自治の能力無きものと見做した次第である茲に於て斯く統監より無限の侮辱を受けたる吾人は如何にすべきか此際民會議員は須らく袂を連らねて辭職し從來の民長亦共に辭して居留民に向つて事の茲に到りたる理由を明かにすべきものなり、吾人居留民としては總ての手段に訴へて府令の改正を其筋に迫るべきものなり、民會議員にして總辭職を爲さば民團の豫算は誰が手に成るべき當局者の迂なる深き考も爲さず民長の官選を以て平地に波瀾を起さんとするは返す返すも遺憾の至りなり云々

●舊慣調査

法典調査局が民法制定のため此れが資料として舊慣調査に着手せし事は既報の如くなるが今回同局なる山口事務官補は馬山浦地方川原事務官補は慶州地方に出張する事となり約一ヶ月の豫定にて近々出張する筈なり

●內務警察管掌事項

地方官制を改正し道觀察府に內務部長及び警察部長を置くことゝなりしことは既報の如くなるが內務警察兩部の管掌事務は左の如し

一、地方行政に關する事項
二、救恤及慈善に關する事項
三、享祭に關する事項
四、宗敎及祠社寺に關する事項
五、土木に關する事項
六、地籍及土地收用に關する事項
七、敎育學藝に關する事項
八、勸業に關する事項
九、外國に關する事項

以上は內務部の分掌にして警察部の分掌事務は左の如し

一、警察に關する事項
二、衞生に關する事項
三、民籍に關する事項
四、移民に關する事項

●法典調査委員會

法典調査局にては本月十七日以來毎日午後一時より同六時迄法典調査委員會を開き梅博士の起草になれる民事訴訟法に就き毎日倉富委員長梅顧問以下各委員列席し逐條審議中にして約五十日を以て完了する筈なりと云ふ

●東三省移民策

徐總督の東邊の人口を繁殖せしむる策として各省に省民の移住を勸誘すべく說諭を出示せられん事を乞ひしか度支部の澤公此の說を聞き自己の意見を發表して曰く殖民策固より可なり只彼れ等をして森林の業に就かしめよ東省の地は由來森林を以て地產の主たる者となす目下鐵道の敷設と鑛山の開堀とは淸國に於ける大流行にして又實際緊要なる事業なり而して兩者共に木材を要すること甚だ急なり即ち或は枕木として或は坑內の支柱として木材此の二事業に於ける最も緊切なる關係を有す森林業は實に路鑛二業と消長を共にすること頗る深し三省の富を增大せしむるの道先づ林業を振起するにあり云々と

●賊徒伐討情況

△忠州守備隊の討伐隊は七月七日其附近にて賊二名を捕へ又楸山守備隊の上等兵外五名は七月七日及九日の兩日に賊二名を捕ふ△忠淸南道禮山守備隊の中尉以下の伐討隊は六月三十日端山東方一里半にて端山駐在巡査と協力し約卅の賊を討ち其三を殪し火繩銃三其他雜品を鹵獲す又同討伐隊より派遣したる上等兵以下十一名は韓巡査一名を伴ひ七月三日端山東北方約三里にて賊一名を捕ふ△平安南道江東守備隊少尉以下の討伐隊は六月廿六日江東の東南約五里にて賊一を殪し七月一日北倉東方約六里半にて賊一を殪す又た同討伐隊より出したる上等兵以下五名は六月廿八日三登東方約六里にて賊一を殪す△平安南道城川守備隊の特務曹長以下は七月一日孟山東南方約五里にて賊六を殪し若干を傷く△平安南道陽德守備隊は七月五日陽德郡內にて賊一名を捕へ孟山守備隊は七月七日孟山南方約四里にて賊一を殪し火繩銃三其他雜品を鹵獲す△忠淸北道報恩守備隊の下士以下六名は七月十六日春川東北二里にて火繩銃九を押收す△全羅南道長興東北方北倉洞に臨時派遣の斥候騎兵上等兵以下四名は七月十日新倉洞の北方約一里にて賊一を殪す△全州南方四里下龍里の騎兵停止斥候は七月十五日泰仁東南約三里にて賊三を捕ふ△江原道洪川分遣所の憲兵四名に補助員三は七月十一日郡內を搜索し賊一を捕へ銃器四を押收す

●晉州の本邦人事業

慶尙南道晉州附近の士民は概ね排日思想を把持し居留邦人に對し惡感情を有するもの如し殊に晉州府居住の士民に於て然りとす彼等は資力に於て將又商業實業等凡ての方面より居留邦人の爲めに壓倒せられ再び立つ能はざるの情況にあり而して居留邦人が多大の資を投じて土地を買收するあり其他對士民商業金錢貸付等に於ける取引上時に或は不正行爲あらざるを保せず旁々以て士民の惡感を助長せしむるは一の原因となり今日排日思想を高からしめたるものならんと現今晉州府に於ける居留邦人は約七百にして實業に從事し晉州に於ける萬般の事業は悉く本邦居留民の獨占に係り且つ晉州附近の土地並に目星しき位置は何れも本邦人の所有に屬し總ての事業は何れも永久的に計畫せられ將來大に發展の見込みあり昨年暴徒蜂起以來其發達を害せられたるも昨今は平穩に歸し事業も亦恢復し日に順境に向ひつゝあり居留民の數未だ民團を組織するの域に至らざるも民會の組織あり居留民の自治自營に關しては專ら民會長の指示を受けつゝあり而して民會の經營に係る尋常高等小學校あり病院あり其規模は小なりと雖も子弟の敎育機關及び衞生機關の備はれるは亦慶すべきなり

●尙州通信

慶尙北道尙州は平穩にして一般に安堵し各其業務に精勵し農民は目下田草取に從へり▲惡疫 數日來降り續ける霖雨と氣候の不順は傳染病患者四名を發生せしめたり(日本人)是れ此の原因に依るの外此地は飲料水一般に不良なると又は各自の不攝より來せるものと思料せられ守備隊警察等と極力之が豫防に盡力せるの結果漫延の微なく病勢衰へ目下只一名病床にあるも是又快方に向ひつゝあれば日ならずして撲滅を見るべし然れども飲料水の不良は何時再發するや難計を以て今後猶一層豫防策を勵行せり▲市場 は五日毎に城內に於て開かれ近邑近郡の物產悉く此市に集るを以て韓人の集來は約二千人を下らず城內に於ける商店の多くは在留日本人多數を占めれるも商況可なりと認め能く日本人の職業州も別記の如し▲官衙 重なるは郡衙、財務署、警察分署、郵便局等にして金融界は農工銀行大邱出張所金融組合あり學校は日本人學校一普通學校一あるのみ

	戸數	人員 男	人員 女	人員 計
郵便局員	五	五	二	七
警察官吏	一〇	一一	一〇	二一
税務官吏	一	二	一	三
學校敎員	二	三	二	五
銀行員	三	三	一	四
金融組合員	一	一	一	二
雜貨商	二三	五一	二六	七七
大工職	四	六	五	一一
理髪業	一	二	|	二
料理屋	四	五	二三	二八
典當業	五	九	六	一五
飲食店	一	一	一	二
醫業	一	二	三	五
藥商	一	一	一	二
無職業	一	一	一	二
石工職	一	一	一	二
齒科醫	一	一	|	一
合計	六五	一〇五	八四	一八九

△尙納資源(は七月間に收集し得るもの左の如し)

牛六百頭、馬百頭、鷄二千羽、豚若干、薪五千貫、木炭五千貫、大根五百貫、精米一千石、麥三百石、小豆十五石、大豆三十石人夫二千人

●陽曆ご慶節

韓皇室に於ては是迄陰曆を用ひ來りしが來年よりは一般に陽曆を用ゆることゝなりしを以て太皇帝の萬壽節及び皇帝の乾元節とも陽曆を用ひさせらるゝことゝなり萬壽節は九月八日乾元節は三月二十五日なりと云ふ

●遭難看守慰勞醵金

京城監獄の囚徒逃走の際負傷して入院したる淸原看守長林看守執行看守の三氏に對し京城監獄署職員一同は夫れ〲醵金して慰勞金を贈りたる由なるが尙法部大臣以下同部職員一同及び大審院長以下在京城裁判所職員一同も夫れ〲醵金して慰勞金を贈る筈なりと云ふ

●關東學會總會

十九日午後一時中部壽洞興化學校內に開會出席會員三十二名にして其主なるものは會長南宮檍副會長鄭鳳時評議員沈宜碩吳台煥等にして別に議事等もなく單に前回會錄の朗讀橫城郡支會認許等を決定し三時無事散會せり

●一進會員の非行

忠淸北道陰城郡長湖院分遣所憲兵は六月二十五日以來守備隊と協力討伐中忠州郡內にて賊徒金潤三を逮捕せり然るに金は既に歸順の手續を了せる旨陳述せるを以て免罪文憑を調査するに番號一〇一號と記し該票の中央には『陰城郡一進會の章』と雕刻せる大印を押捺したるものにして同一進會の交附したるものなりと金に付取調たる處によれば陰城郡一進會員は賊徒に對し擅に歸順票を交附し一票に付金二圓乃至三圓の金員を强請すと既に金が歸順票を同會に受くるに際しては金員の要求を受け所持金なき理由を以て其所有飯釜一個(代四圓)大豆四斗小豆約二斗及醬油四升を交附せりと目下同地分遣所は不正行爲に付取調中なり

●龍仁間航行の日本船

龍山仁川間を往復せし日本帆船の數を聞くに昨年は百十隻なりしも本年は八十隻なりしと聞く減少せし原因は海賊及び暴徒の橫行に由れりと云ふ

●武內事務官

鐵道事務官武內豐松氏は一昨日來京原金旅館に投せり

●松下牧男氏

東京電燈會社員松下牧男氏は一昨日入京不知火旅館に投せり

●近事片々

▲民長 官撰問題は大に在留邦人物議の種となる官撰は自治制を蹂躙する者大に不可
▲問題 は簡單也專制政体より代議政体を以て弊害尠しとするの理を解せば甚分明也
▲民選 を廢して官撰とするは代議政体をやめて專制政体に復するが如し理義明白也
▲立憲 政治の下に自由を有する日本國民は舊時封建時代の民に非ず當局心せよかし
▲民團 をして眞個居留民の自治機關たらしめよ民長官撰は全く自治主腦の破壞なり
▲御用 紙曰自信を以て贊成すべきは贊成し反對すべきは反對し公明正大の論議云々
▲感情 的の議論は事に益なしとは面黑し御用紙は自信を以て民長官撰に贊成する乎
▲自信 に依りて贊成するとは滑稽千萬也其辨護の支離滅裂なるは自信ある故ぞかし
▲撰擧 に弊害あるを諄々說けども之等は以て官撰とする理由にならず是感情的議論
▲御用 紙の筆法によれば議員撰擧は弊害あるを以て代議士を官選にせよと云ふに異ず
▲多少 の弊害ある爲に代議制度を廢せよと云ふものあらば世は只キ印として笑ふ耳
▲偶々 一二民長選擧の失躰ありとて鬼の首でも取たる如く之を楯に辨護は甚滑稽也
▲官憲 萬能は不可なり官憲獨り賢にして民皆愚なりと思はゞ誤謬は其處に蟠居せん
▲官憲 獨り豪なりとして民を輕ずるは由來東洋惡僻の隨一也韓人然り支那人然る也
▲官憲 萬能は此誤謬より來る厄介物なり之が爲に官民意志疎隔して大に發展を害ふ
▲世に 官吏より尊きものなしとは古來東洋の惡習慣今尙は此風殘存して威を輝せり
▲若し 民意に反する民長官撰を强行するならば寧ろ民團を解散せしむるを可となす
▲民團 長を官選にすれば理事官を二重に置くと異ならず偕疑古なる制度ならずや
▲若し 民長官選を以て居留民の認識する所と斷案すれば大なる誤謬也須く刮目せよ
▲盲人 蛇に怖れず御用紙の辯護豈之に類する所なからずや獨斷的辯護は甚以て危し
▲伊公 元來矛盾の人なり其性質華美壯麗の貴族的趣味を喜び泰西の平民主義もあり
▲若し 伊公に學問なくば平相國となり畢るべし然るに多少の學問は之に擅にさせし
▲爵位 制を作り立憲政体を造りたるが之が爲めのみ心中常に兩性の苦悶ありて煩悶す
▲民長 官選問題も或は此矛盾せる心理より畫かれたるものならん難有からぬ置土產

雜報

●笹の一葉(四)　みどり生

未通心の登夫結婚の咄しなどゝは夢にも氣が附きませんから『れ母さん何御用……』と何氣なく尋ねますと『今咄しますから……マヅそれよりさきにれ前の好きなれ菓子でもれ上り』と妙に母が落ち付て居るのです私は小供心にも胸の中で平素に似合はず今日に限つてれ母さんの樣子が變だと思つてチョイ〳〵と上眼使ひに母の顏を窃み見して居りましたが頓て私が其のれ菓子を頂ひて仕舞ふと母は今迄手にして居つた飲みさしの湯呑を一口口に當てゝ傍ばに置きキチンと私の方に向き直つて『れ幾』と突如に申しますから『ハイ』と答へますと又た其の次ぎに『れ幾れ前は今年十六になつたのだネ……』と判り切つた事を問ふのです私は妙なことを尋ねる者かと心の中で怪しみながら又『ハイ』と返辭をいたしますと今度は母が眞面目になつて『れ幾……れ前はまだ十六かソコラの未通娘であるからコンナ話をするのは何うせ一度は遲かれ早かれ他人の家に嫁入りするかさもなくば婿養子を貰はねばならぬもの成らうことなら年の若い中に早く身を定めて父母に安心をさせ一家の爲めを計るが其の身に取つての義務又兩親に對しての孝養……ツマリ親が子を可愛がつて育つるも皆な此の道理に依るので何も濫りに學問許りを習ふのが能ではなく今言つた通り一日も早く兩親に安心をさせるが子としての道であればれ前も其の心を持つて此のれ母さんの言ふことを能く肯いて……といふは外ではないがれ前も豫々顏を知つて居る……ソラ那の家へチョイ〳〵遊びに來る櫻井さん……那のれ方を實はれ前の婿に貰ふことにして親戚のものとも相談の末いよ〳〵ソウ取り極めて仕舞ひ昨日先方へ使をやつて其の返事をさしたのだがマツ私の考へでは那のれ方ならば性質も良し家柄は固より言ひ分なしソレに年頭といひ容貌といひれ前には又とない釣り合ひの夫婦だらうと思ふが併し兩親の方で許り極めて仕舞つても一應はれ前に話さねばならずソレで實は態々れ前を呼んだやうな譯なのだがれ前は固より異存はあるまいね……れ幾其のやうに默つて下計りうつむいて居つては分らないぢやないか……櫻井さんが嫌いといふのかいソレとも此のれ母さんの言ふことが腑に落ちないのかいサア何んとか返辭をするが宜いぢやないか』と私の顏を覗くやうにして執拗く申すのです其の時私の胸の中はまるで煮え返るやう……思ひ切つて『イヤです』と言つたまゝ坐を去つて仕舞つたのです(つゞく)

●漢江の洪水　慘憺たる龍山市街

二十日來降り續きの霖雨は韓國北面は多大の損害を蒙つたことゝ思ふ就中漢江の出水の爲め龍山各市街が被りたる損害は實に慘憺たるものであつて其狀況は前號に記したるが如く實に慘憺たるものである一昨日の水嵩は二十五尺であつたが昨日の午前には二十七尺となつて尙ほ增水しつゝあるのであつた去る明治三十一年の洪水は三十一尺で三十年來の洪水だと稱せられたが之れに比すれば四尺低い併し各所よりの情報に依れば上流は非常の勢を以て增水しつゝあり又た臨津江の如きも大變な水嵩だそうだから此勢を以て推せば三十一尺まだそれ以上に及ぶかも知れぬ斯く增水に至らば其害を免れ居る川端町も又た浸水せんとも測られず被害の最も甚だしきは元町一丁目、梅町、凱旋町、旭橋通りの四町で以上は全部浸水し川端町の一部も浸水し居れり全部浸水を蒙れる四町は場所にあつては軒にまで達せんとしつゝある左れば此浸水の甚しき四町は陸上との交通は殆んど不可能といふ狀態にあるを以て舟を浮べて交通して用を達し居れり打見たる所水中に樓閣を建立したるものと外思はれぬ此水中の樓閣の窓から女や子供が顏を出して眺め居る樣は憐れにも又氣の毒にもありて同情に堪へなかつた此時被害の人々は多く知己や親戚等安全なる所に住つてる人の處に避難したそうだが小學校にも避難したる人々があるが未だ民團役所にては焚出しをして救助するやうなものはないといつて居る又た西本願寺に於ても避難者を收容すべく何時でも使用差支へなしと申込みたるも未だ一人も來ないそうだ此の洪水は餘程急劇に來たものと見へて屋根を破りて家具を持出した家もあり昨朝の如きは他に避難するもの頗る多かりし斯く避難した空家より薪や木片が濁水に漂ひ壁或は板塀など水の爲め洗ひ去られて其形骸のみ止め居る狀や赤粘土の道路が破壞したるものや土壁の崩落したるなど何とも形容の出來ぬ慘憺なる光景を止め其損害の幾何なるやを知らざらしむ斯る慘狀なるを以て警察官や民團吏員の人々の勞苦は嘸かしだろうと同情に堪へなかつた兎に角龍山の市街は慘憺たるものである(信天翁)

●自然主義の發展(續)

斯くて次郎左衛門とれ何の姦夫姦婦は亭主の小川があつては二人の思ひを遂げられぬまゝ此に種々の策略を廻らしたる末はれ何を何處へか逃走させ折を見て自分の意の儘にせんと去る日れ何を龍山なる姉の處へ逃走させ此家に二三日潜み居りし內次郎左衛門よりれ前が家出したる後は私も病氣となり三度の食事も進まずなどの殺し文句を並べたる手紙を送りたるに生憎姉婿の手に入りたり姉婿は之を讀みて大に驚き茲に初めて姦夫姦婦の中を知りたる姉婿は大に立腹し妻にも此事を聞かせ以來一切外出を禁せしに如何なる隙やありけんれ何は又々逃走するに至りたり夫よりれ何は長谷川町の去る口入屋に至り次郎左衛門が內職院に出勤するを幸ひ電話を掛けて呼出して嬉與し居りしが次郎左衛門は恩になりたる小川のことは打忘れ又々れ何を引入れて近所隣の見る目も憚らず不義の樂みを貪りたるが次郎左衛門は斯くても飽き足らず無賴漢二三名をして東京にある實母の病氣と稱しれ何を誘ひ出さんと若心中にて此間も東京庵の三疊の間にて無賴漢を集め密議の結果最期の手段として腕力を以てもれ何を横奪せんと決したりとは何處までも圖々しき奴にて人間の風上にも風けぬ痴漢ならずやとの投書ありたり(をわり)

●料簡違ひの男　蓮池洞二十三統居住李順元は毛皮の行商をなし居るものなるが常に可なりの儲けありと見え一家六人の暮しにも拘はらず立派に其の日を送り居れるが同人は本年四十才の坂を越せど一粒の見寶たになくソレに妻といふが人並外れてのベッ嬪なるより氣の若い所へ持つて來て闇の中が思ふ通りに行かざるものか近頃は夜分になると何所へ行くかは知らねど雨が降つても風が吹いても一夜として遊びに出ないことはなく出ると又二時三時頃歸つて來るといふ始末ソレもれとなしく歸つて床に就くのなら又してもいつも泥の如く醉つては罪もなき女房や妹に無理無難を持ち掛け果ては其の返辭が癪に障りしとか何かと難癖をつけて女房を打ち擲きするより女房は勿論家內のものもホト〳〵持て餘し居りしが意見を加へたればとて四十男の今更ら改悛することの到底覺束なきより爲すがまゝに打ち任せ居りしに同人は返つてソレを可いことにして此の頃はます〳〵放蕩の度を高め來りツヒ二三日前近所の紅春といふ蝎甫を身受けして吾が家に連れ來り親兄弟女房の手前をも憚らず毎日一室に閉ぢ籠りては意茶つき居る有樣に母は見兼ねて懇々と意見を加へたりしに戀に狂ひし身も心もとてもあらばこそナニ餘計なれ世話といひながら母に喰つて掛り拳を揮つて思ふさま母を打ち掛へし騷ぎに近所のものも見ては居られず夫れ〳〵仲裁に入り同人に向つて其の不心得を說きしが同人はトテも目の醒むる模樣なく自分のすることは自分に任かし置けと云はぬ許りの言ひ草なりとはサテも〳〵料簡の差つた男なり



●盲目滅法の喧嘩　壽町三丁目六十番戶清水長冠方廣島縣平民按摩業栗原松吉(二十)同山口縣平民同業廣石三槌(三十八)の兩人は一昨日此頃の雨天にて稼ぎも出來ざる次第なれば自暴でも起したるものか午前中より飲酒を始め此雨を眺めて飲むなんか實にれつなもんだなんかと到底も下戶には分るまいなど大に風流を氣取りしまではよかりしもれ定りの泥醉となりて二階より道路に向ひて嘔吐を吐きたれば向側にある藤山松吉方に仕事をなし居りし疊職宮崎縣平民原田常助(二十)同今村市藏(四十)大分縣平民伊藤源三郎(三十七)の三名は此体を見て氣を付けろと注意を與へたるに按摩は過ることゝ思ひの外却て暴言を吐きて喧嘩を吹き掛けたれば三名は小癪に障り何だ盲目の癖にと押掛け二階に押上り按摩と立廻りを始め遂に之を毆打し微傷を負せたる騷ぎに警官出張し一應本署に引致取調の結果酩酊の上の事とて双方嚴重に說諭を加へ放還されたり

●醉漢末廣亭を騷ず　昨日午前三時頃大和町二丁目鳶職福岡縣平民松本福藏(二十八)は山田豐平、三浦好松の兩名を同伴し長谷川町二丁目飲食店末廣亭事小林トメ方に至り氷水を飲ませ呉れと云ひしに折惡しく此頃の雨天に氷水なかりしかば之を謝絕りしかば福藏等は泥醉し居ることゝて氣に食はざりしと不穩の言を放ちたるにぞ同亭の妻は大に恐れ此旨警察署に訴出たれば詰合の巡査出張取調べしに福藏等は大に泥醉し居りしを以て一應南部署に留置き醉の醒むるを待ち五時頃放還されたり

(平)(民)(文)(庫)

二三日前の京城日報名士の消夏法欄に新義州理事官岩永重華君とあつたが同君は何日新義州理事官に任せられたるや僕は同地の日本人會長を勸め居らるゝと云ふことは聞いたが未だ理事官に任せられたことは聞かぬ或は日報社が任命したのか又は同君が理事官以上の勢力ありて理事官の仕事まで行り居らるゝから理事官としたのだらう(不審生)▲龍山の水害見物に行つて被害者の慘狀を笑ひながら見物してる奴はマーニーイッソだつたが彼等は同情も淚もない奴だ(憤慨生)▲僕が三四日前新町裏通りを通行の際新町第一樓の醜婦櫻州本名山形ツユの許に何か韓人に持たして行き居たが如何なる人か知らず彼れが毒手段に罹り給ふな敢て吉村生に告ぐ(手紙を見た人)▲龍山の水が減りて照り付けたら腸窒扶斯などの惡病が起るだらう此際大に注意すべきだ(衞生家)▲南大門の周圍は美麗な石垣が出來つゝあるが竣成の上は嘸ぞ見事だらう成るべく同所に松か何かを植へて欲い(美眼子)▲長谷川町や太平町の淫賣婦狩りは行はれたが待合や本町六丁目横の俗浮世小路は手付けられぬ樣だそれでは片手打ではあるまいか(不公平)

●天氣豫報(自廿三日午後六時 至廿四日午後六時)

東の風曇但少雨

二十二日午前六時各地氣象概況

南又は東の風吹き京城元山は雨天仁川城津は霧を見しも其他一般に曇天なり

廣告

西の宮お樂の述懐（三八）

◎都川女將の相談對手

お前さんも知つての通り此都川は[illegible]でも指折の料理店だが私も亭主になくなれてからといふものする事がグレハマになつて駈け出しの新店などから時々安く見られる樣になつて仕舞つて如何も口惜しくて口惜しくつて堪らないのだ、其處で如何にかして素の樣にもり返そうと思はない日は一日だつてありやアしないのだが其相談相手が無いので弱つて居たが今お前さんが藝妓稼業を廢したと聞て實は其相談相手になつて頂かうと思つて夫れで……」と女將は段々眞劍になつて參りました

都川の女將に斯打ち明けて賴まれて見ると其處は人情で「そうですネ……然し私には荷が勝ち過ぎて甘く往くか如何か判然りませんが……夫れ程までにして女將お前さんがおつしやるものですから成程お言葉に從つて一ツ働いて見ましよう」と私はトウ〳〵其都川を助ける事になりました斯なると私も一生懸命です藝妓をして居た時分御贔負になつたお客樣といふお客樣は一人殘らず片端から「私も今度都川で一と働き働く事になりましたから如何か只今までの御贔負甲斐にお出でを願ます」といつて賴み歩き都川へお出で下さるお客樣は金を澤山に費ふ丈費はないに論無く何方にしろ蔭日向がましい事をせず丁寧にお取持を致しました所から大層皆樣方の御意に叶つて一時さびれ掛つた都川も追々景氣づき半歳ばかりのうちにメッキリと持ち直して參りました

始めの約束は一ヶ年といふので私は都川へ參つたのでムいましたが斯景氣づいて見ると自分で面白くなり何でも元よりは宜い位の內證にして見樣と宴會といふ宴會は他家ほかよりはウンと格安にして發さず引き受ける樣に心掛け知らず〳〵三年といふものは勤め拔きました然しお蔭と運勢が向いて大分あつた借金も皆濟した上土藏まで建てる樣になりましたからもう私の役目も濟んだとヤッと氣をゆるした矢先に西の宮の夫婦が仙臺へ遊びに來られ此都川で私に遇ひ『ヤアおらくさん暫くだつたネ……』と稱々東京に居た時分の咄が出た末『ネーおらくさんお前さんも何時まで此土地に居たつて仕樣が無からうぢやア無いか如何だネものは相談だが生れ故鄕の東京へ歸つて一ツ稼いで見る氣は無いか若しそうとお前さんの氣さへ極れば翌々日は私達も東京へ歸る身體だから一所に往かうぢや無いか……エ如何だネ歸る氣は無いかネ」と右左からすゝめられ實はとうにから其氣があつた私でしたからそうする事に決心を固め都川で惜しがつてもう少しの間世話をして吳れといふのをたつて斷り久し振りで吉原へ歸つて參りましたのです。（おわり）







●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金卅五錢 ▲三ヶ月前金壹圓 ▲六ヶ月前金貳圓 ▲郵税一[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲廣告五號活字十九字詰一行金五十錢[illegible]
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城西署西小門通 京城新聞社 電話六六三番